

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課) 一

告 示

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課) 一二

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 法第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定の申請 救急医療等確保事業に係

る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請書(様式第十六号の三)

第二条第一項第十八号中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条の五第一項」に改め、同項第十

九号を次のように改める。

十九 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による管理者の理事就任免除認可の申請 管理者理

事就任免除認可申請書(様式第十九号)

第二条第一項第十九号の二中「第四十六条の四第五項」を「第四十六条の五の三第二項」に、「仮

理事の」を「一時役員」の職務を行うべき者の」に、「仮理事選任請求書」を「一時役員選任請求書」

に改め、同項第十九号の三を削り、同項第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による非医師又は非歯科医師の理事長選出認可の申

請 非医師(非歯科医師) 理事長選出認可申請書(様式第二十号)

二十一及び二十二 削除

第二条第一項第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 法第五十四条の九第三項の規定による定款又は寄附行為の変更認可の申請 定款(寄

附行為) 変更認可申請書(様式第二十三号の二)

二十三の三 法第五十四条の九第五項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出 定款(寄附行

為) 変更届出書(様式第二十三号の三)

第二条第一項第二十七号中「第五十七条第五項」を「第五十八条の二第四項」に、「合併認可の」

を「吸収合併認可の」に、「医療法人合併認可申請書」を「医療法人吸収合併認可申請書」に改める。

第二条第一項第二十八号から第三十号までを次のように改める。

二十八 法第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の二第四項の規定による医療

法人の新設合併認可の申請 医療法人新設合併認可申請書(様式第二十八号)

二十九 法第六十条の三第四項の規定による医療法人の吸収分割認可の申請 医療法人吸収分割認

可申請書(様式第二十九号)

三十 法第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第四項の規定による医療法人

の新設分割認可の申請 医療法人新設分割認可申請書(様式第三十号)

第二条第一項第三十五号を次のように改める。

三十五 政令第五条の五の四の規定による実施計画の変更認定の申請 救急医療等確保事業に係る

業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書(様式第三十五号)

第二条第一項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 政令第五条の五の五の規定による実施計画実施状況報告書の届出 救急医療等確保事

業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書届出書(様式第三十五号の二)

第三条第一項第一号中「第二十三号」を「第二十三号の三」に、「第三十六号及び第三十七号」

を「及び第三十五号の二から第三十七号まで」に改め、同項第三号中「第十七号」を「から第十七

号まで」に、「及び第二十七号」を「第二十七号から第三十号まで及び第三十五号」に改める。

第四条第三項中「第二十七号まで」を「第二十号まで、第二十三号から」に、「第三十六号及び

第三十七号」を「まで及び第三十五号から第三十七号まで」に改め、同条第四項を削る。

様式第十六号の二の次に次の一様式を加える。

様式第16号の3

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施
に関する計画の認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 () 印
電話 ()

下記のとおり本法人の責めに帰すことができない事由により、社会医療法人の要件を欠くに至ったことから、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の認定を受けたいので、医療法第42条の3第1項及び医療法施行令第5条の5の2第2項の規定により申請します。

記

社会医療法人の認定取消しの理由

添付書類

- 1 医療法第42条の3第1項に規定する実施計画（救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画）
- 2 当該医療法人が医療法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類
- 3 定款又は寄附行為の写し

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第十八号中「第46条の2第1項」や「第46条の5第1項」及び「第31条の3」や「第31条の5」にかゝる。

様式第十九号を次のように定める。

様式第19号

管理者理事就任免除認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話

()

印

下記のとおり医療法人の理事に病院（診療所・介護老人保健施設）の管理者を加えないこととしたいので、医療法第46条の5第6項ただし書及び医療法施行規則第31条の5の2の規定により申請します。

記

- 1 理事に加えない管理者の住所及び氏名
- 2 当該管理者の管理する病院（診療所・介護老人保健施設）の名称及び所在地
- 3 当該管理者を理事に加えない理由

添付書類
 社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し

注意事項
 この申請書には副本を添えること。

様式第十九号の二中「仮理事選任請求書」や「一時役員選任請求書」及び「仮理事を」や「一時役員
 の職務を行うべき者を」及び「仮理事の選任候補者」や「一時役員
 の職務を行うべき者の選任候補者」
 及び「仮理事に」や「一時役員
 の職務を行うべき者に」及び「仮理事の履歴書」や「選任候補者の履歴
 書」に改める。

様式第十九号の三を削る。

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号

非医師（非歯科医師） 理事長選出認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話 () 印

下記のとおり医療法人の理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出したいので、医療法第46条の6第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の5の3の規定により申請します。

- 1 理事長就任予定者の住所及び氏名 記
- 2 理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出する理由

添付書類

- 1 理事会の議事録の写し
- 2 理事長就任予定者の履歴書
- 3 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書
- 4 その他必要とする書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第二十一号及び様式第二十二号を次のように改める。
様式第21号及び様式第22号 削除
様式第二十三号の次に次の二様式を加える。

様式第23号の2

定款（寄附行為）変更認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話 () 印

下記のとおり医療法人の定款（寄附行為）を変更したので、医療法第54条の9第3項及び医療法施行規則第33条の25の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更内容の概要

2 変更の理由

添付書類

- 1 定款（寄附行為）新旧対照表、現行の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）
- 2 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し）
- ◎ 新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する場合は1、2のほか次の書類
 - 3 病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、図面等
 - 4 定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 5 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- ◎ 医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合は、上記書類のうち1、2及び4の書類のほか次の書類
- 6 医療法第42条各号に掲げる業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類、図面等
- ◎ 社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合は、上記書類のうち1、2及び4の書類のほか次の書類
- 7 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第23号の3

定款（寄附行為）変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話 () 印

下記のとおり医療法人の定款（寄附行為）を変更したので、医療法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

1 変更事項（該当する番号を○で囲むこと。）

- (1) 事務所の所在地
- (2) 公告の方法

2 変更内容の概要

3 変更の理由

添付書類

- 1 定款（寄附行為）新旧対照表
- 2 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し）
- 3 変更後の定款（寄附行為）

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第二十七号から様式第三十号までを次のように改める。

様式第27号

医療法人吸収合併認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 () 印
電話 ()

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 () 印
電話 ()

下記のとおり医療法人の吸収合併に係る認可を受けたいので、医療法第58条の2第4項及び医療法施行規則第35条の2の規定により申請します。
記

吸収合併 消滅人 名称	主たる事務所の所在地		吸収合併後開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設	持分の別	社団財団の別	社団・財団
	主たる事務所の所在地				持分の別	あり・なし
吸収合併 存続人 名称	主たる事務所の所在地			持分の別	社団財団の別	社団・財団

(注) 吸収合併消滅医療法人の数が2以上である場合は、欄を追加すること。

添付書類

- 1 吸収合併の理由書
- 2 医療法第58条の2第1項又は第3項の手續を経たことを証する書類

- (社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 3 吸収合併契約書の写し
 - 4 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
 - 5 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
 - 6 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
 - 7 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 8 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員就任承諾書及び履歴書
 - 9 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第28号

医療法人新設合併認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話

() ()

印

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話

() ()

印

下記のとおり医療法人の新設合併に係る認可を受けたいので、医療法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項及び医療法施行規則第35条の5において読み替えて準用する同規則第35条の2の規定により申請します。

記

新設合併医療法人	主たる事務所の所在地			
	フリガナ 名称	社団財団 の別	持分の別	社団・財団 あり・なし
新設合併医療法人	主たる事務所の所在地			
	フリガナ 名称	社団財団 の別	持分の別	社団・財団 なし

(注) 新設合併消滅医療法人の数が2以上である場合は、欄を追加すること。

添付書類

- 1 新設合併の理由書

- 2 医療法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 3 新設合併契約書の写し
- 4 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 6 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 新設合併設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の新任承諾書及び履歴書
- 9 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注意事項
この申請書には副本2通を添えること。

様式第29号

医療法人吸収分割認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名

()

印

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話

()

印

下記のとおり医療法人の吸収分割に係る認可を受けたいので、医療法第60条の3第4項及び医療法施行規則第35条の8の規定により申請します。
記

吸収分割 医療法人	主たる事務所の所在地			
	名称	社団財団 の別	社団・財団	
吸収分割 医療法人	吸収分割後開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称			
	名称	持分の別	なし	
吸収分割 医療法人	主たる事務所の所在地			
	名称	社団財団 の別	社団・財団	
吸収分割 医療法人	吸収分割後開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称			
	名称	持分の別	なし	

(注) 吸収分割医療法人の数が2以上である場合は、欄を追加すること。

添付書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 医療法第60条の3第1項又は第3項の手續を経たことを証する書類
(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 3 吸収分割契約書の写し
- 4 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 6 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第30号

医療法人新設分割認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話

()

印

下記のとおり医療法人の新設分割に係る認可を受けたいので、医療法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第4項及び医療法施行規則第35条の11において読み替えて準用する同規則第35条の8の規定により申請します。

記

新設分割医療法人	主たる事務所の所在地			
	名称	社団財団の別	社団・財団	
新設分割後開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称	主たる事務所の所在地			
	名称	社団財団の別	社団・財団	
新設分割医療法人	主たる事務所の所在地			
	名称	社団財団の別	社団・財団	

(注) 新設分割医療法人の数が2以上である場合は、欄を追加すること。

添付書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 医療法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第1項又は第3項の手續を

経たことを証する書類
(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)

- 3 新設分割計画の写し
- 4 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- 6 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の新任承諾書及び履歴書
- 9 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第三十五号を次のように改める。

様式第35号

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施
に関する計画の変更認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 () 印
電話 ()

下記のとおり救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を変更したので、医療法施行令第5条の5の4第1項及び医療法施行規則第30条の36の8第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更しようとする事項

添付書類
変更後の実施計画 (医療法第42条の3第1項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画)

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第三十五号の次に次の二様式を加える。

様式第35号の2

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話 ()
印

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を実施したので、医療法施行令第5条の5の5及び医療法施行規則第30条の36の9の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書
- 2 平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第3の1(1)①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が医療法第42条の2第1項第1号から第6号まで(第5号ハを除く。)に掲げる要件に該当することを証する書類(医療法施行令第5条の5の5第2項の規定による場合を除く。)
- 3 整備された施設及び設備の取得価額に係る契約書、請求書、領収書等の証拠書類(写し)

注意事項
この申請書には副本を添えること。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の医療法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医療法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七百一十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十八年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。
平成二十八年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林	本吉地区	三五五・三五
	北上川下流	三六七・一二
	石巻地区	三五二・一四
	追川地区	一、〇七〇・七〇
	江合川上流	七一九・八九
	鳴瀬川上流	一、二〇〇・三四
	鳴瀬川下流	〇・八六
	黒川地区	一九五・七〇
	仙台地区	一、三二八・七三
	白石地区	一、五六三・七九
	本吉地区	二四・九六
	北上川下流	八・一〇
	石巻地区	二四・一四
	追川地区	六六・九三
	江合川上流	一六三・一八
土砂流出防備保安林		

保健保安林

魚つき保安林

干害防備保安林

防風保安林

宮城北部地区

南三陸町

女川町

東松島市

気仙沼市

石巻市

南三陸町

女川町

加美町

大郷町

大和町

丸森町

柴田町

七ヶ宿町

大崎市

東松島市

栗原市

登米市

角田市

白石市

気仙沼市

石巻市

仙台市

川崎町

蔵王町

白石地区

仙台地区

黒川地区

江合川下流
鳴瀬川下流

鳴瀬川上流

一四・四四

〇・九〇

〇・九二

〇・四二

二・五六

一六・九六

〇・七六

一六・八二

六・七二

〇・三〇

三・六〇

二・七二

〇・九八

五・一四

五五・一五

四・三四

二・九〇

九・九四

二・〇八

三・一八

二四・一四

二七・九八

五・一八

〇・四六

〇・一二

二〇八・九六

六六・八四

二九・七四

一二・一二

二四四・三六

宮城南部地区

六・九〇